

答 申

1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成30年7月12日福警刑総第3868号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、実施機関が作成した犯罪事件受理簿に記載されている審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、事案の取扱いに係る警部補以下の職員の氏名及び印影については条例第14条第1項第6号（警察職員情報）に、「事件管理表転記」欄及び「証拠物件」欄については同項第7号（捜査等情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定における不開示部分のうち、「事件管理表転記」欄と「証拠物件」欄の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年6月26日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年7月12日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年10月11日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 犯罪事件受理簿に記載されている内容の、告訴状、本人説明内容との相違が甚だしいことと、提出した証拠が適正に適用されず、提出診断書内容に適合するよう被疑者、事件概要が恣意的に作られていることによる（被害者である審査請求人は職業無職と説明するも、不詳となっていることも含む。）。

- (2) 証拠を出したのは自分であるから、それがきちんと実施機関に保存されていることを請求者に対して開示することは、何ら捜査に支障があるというようなことにはならない。
- (3) もし、私が加害者だったならば、相手側がどんな証拠を出してきたかということを加害者に知られてはいけないということで、当然黒塗りになる可能性はあるが、提出した私に対して不開示にする理由も必要性も全くない。
- (4) 請求者自身が警察へ捜査依頼をしているというところはもう相手には伝えているし、相手に知られることを危惧しているということは、理由としては全く論理的ではない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 事件管理表転記及び証拠物件の有無は、捜査の進捗状況や捜査上の判断に直結する情報である。よって、これを開示すると、捜査対象者等に対し、捜査の進捗状況等を推認されることとなり、犯人及び証拠の発見・収集・保全に支障を及ぼすおそれがある。
- (2) また、たとえ被害者からの開示請求であっても、開示された個人情報の用途によっては、当該情報が捜査対象者等に流出することも考えられることから、捜査に支障を及ぼすおそれが認められる。
- (3) あくまで捜査機関側の判断として「(捜査に支障を及ぼす) おそれがある」という判断に基づいている。実際に病院に対し捜査についての話をしていたとしても、警察の捜査がどういうふうに進捗しているのかというところを相手に知らせることもなにかねないため、開示することはできないと判断している。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 犯罪事件受理簿について

犯罪事件受理簿とは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第62条に基づき、警察が犯罪事件を認知したときに、特定の事件ごとに被害者の氏名や被害の状況等を記載し、さらにその後の捜査の進展により、送致や逮捕の事実等を書き加えることによって捜査の進捗状況を明らかにして、組織的管理の対象とするものである。

犯罪事件受理簿には、受理番号、係番号、決裁、事件管理表転記の有無、広報の有無、証拠物件の有無、認知日時・端緒・罪名（手口）、発生日時・場所、被疑者等、被害者等、被害程度、事案の概要、担当者等の係・氏名等の欄が設けられている。

イ 本件個人情報の内容について

本件個人情報は、平成30年6月11日、福岡県警察本部刑事部刑事総務課において、審査請求人からの告訴状2通が郵送されたことにより認知し、作成した犯罪事件受

理簿に記載された審査請求人の個人情報である。

ウ 不開示情報について

本件個人情報のうち、実施機関が不開示とした情報及び条例の適用条項は、次のとおりである。

- (ア) 「事件管理表転記」欄に記載されている事件管理表への転記の有無及び「証拠物件」欄に記載されている証拠物件の有無について、実施機関は、条例第14条第1項第7号（捜査等情報）に該当するとして不開示とした（以下「本件不開示情報1」という。）。
- (イ) 決裁欄の「係長」及び「受理者」並びに担当者等の氏名欄に記載された警部補以下の警察職員の氏名及び印影について、実施機関は、条例第14条第1項第6号（警察職員情報）に該当するとして不開示とした（以下「本件不開示情報2」という。）。

なお、審査請求人による審査請求の趣旨は「本件決定のうち、本件不開示情報1の部分の開示を求める」というものであり、本件不開示情報2については開示を求めている。そのため、当審議会では本件不開示情報1について検討を行う。

(2) 条例第14条第1項第7号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示することにより犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となり、県民の基本的利益を擁護することができなくなるおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度な政策的判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要するという特殊性が認められる。

このような理由から、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断権を尊重することとしたのが本号の趣旨であり、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができる」と規定されているものである。

イ 本件不開示情報1の本号該当性について

犯罪事件受理簿は、捜査担当課等が独自に捜査する事件及び刑事関係課において認知した全ての事件について作成されるものである。実施機関の説明によると、犯罪事件受理簿における「事件管理表転記」欄は、認知した事件について今後組織的に事件として

管理する必要が（若しくは事件性が）あるかどうか、という観点から転記の「有・無」を判断するものである。

上記のような性質から「事件管理表転記」欄に記載されている情報は、捜査の進捗状況や捜査上の判断に直結するものであると認められ、仮にこの情報が開示されれば、その用途によっては当該情報が捜査対象者の目に触れる可能性があり、捜査対象者に対し捜査の進捗状況を推認させることとなり、犯人の発見及び証拠の発見・収集・保全に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、犯罪事件受理簿における「証拠物件」欄は、警察が認知した事件に係る証拠の有無を記載するものであり、「事件管理表転記」欄と同様に公になれば、被疑者及びその関係者が証拠の隠滅を図る等警察の捜査を逃れるための情報として利用される可能性や、被疑者による逃亡、口裏合わせ、虚偽の証言を助長する可能性があり、捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

審査請求人は、実施機関が上記部分を非開示にしたことについて、①自身が事件の被害者であり証拠の提出者であること、②加害者とされる相手方には警察に捜査を依頼していることを既に伝えており、捜査に影響することはないということを理由として当該部分が開示されるべきであると主張している。

しかし、当該情報が開示されれば実際に警察が事件をどのように管理しているのか、また捜査がどこまで進捗しているのかということについて明らかになることは既に述べたとおりである。たとえ被害を申し立てている本人である審査請求人による請求であったとしても、これに対して警察の捜査に関する情報を明らかにすることは、実施機関の説明のとおり、開示された個人情報の用途によっては当該情報が捜査対象者等に流出するおそれがあること、また、既に警察に捜査依頼をしていることを相手方に伝えているとしても、一般人である審査請求人から伝えられた捜査に関する情報と、警察が作成した文書に記載されている情報とでは、その内容や信憑性等からして性質を異にするものであり、開示されることで今後の捜査の進展に影響を及ぼすおそれがあることが認められる。したがって、本件不開示情報1が本号に該当するとして、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、相談に対する警察署の対応に不適切な点があることなど、その他種々主張しているが、当審議会は、実施機関が行った個人情報の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。